

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

平成28年3月

山形県金山町

金山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
金山町長
金山町議会議長
金山町教育委員会
金山町農業委員会
金山町選挙管理委員会

金山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、金山町長、金山町議会議長、金山町教育委員会、金山町農業委員会、金山町選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

金山町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、金山町女性活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

課題の分析結果を踏まえ、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定する。なお、部局ごとの職員数が少ないことから全部局合計での設定とする。

- (1) 平成33年度までに、管理的地位に女性職員を1人以上登用する。
- (2) 平成33年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、平成26年度の実績（27.50%）より2.5%引き上げ30.0%とする。

- (3) 平成33年度までに、制度が利用可能な女性職員の育児休業の取得割合を80%以上とする。
- (4) 平成33年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上とする。
- (5) 平成33年度までに、育児休業を取得する男性職員を1人以上とする。
- (6) 平成33年度までに、職員一人当たりの超過勤務時間数を、平成26年度の実績（8.0時間）より10%以上減少させ、7.2時間未満とする。

4. 目標を達成するための取組及び実施期間

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

<目標(1)及び(2)に対する取組>

- ・女性職員の研修機会を一層拡大するなど、人財育成に努める。
- ・女性職員の採用並びに係長以上の職務への積極的な登用に努める。

<目標(3)、(4)及び(5)に対する取組>

- ・制度の周知を図るなど、対象職員に対し積極的に働きかける。

<目標(6)に対する取組>

- ・定時退庁日の位置付けにより、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ・定期的に係内の業務分担を見直し、各職員の業務量の平準化を図る。
- ・年次有給休暇の取得目標を定め、職員への徹底を図る。